

「千葉市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例」の 一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

無料低額宿泊所の設備及び運営について、厚生労働省令においてサテライト型住居に係る基準が令和4年4月1日から施行されることに伴い、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することを予定しています。

なお、本市が基準を定めるに当たっては、省令に準拠することとします。

2 サテライト型住居とは

本体となる施設（以下「本体施設」という。）があり、それと一体的に運営される附属施設のこと。

本体施設と附属施設すべてを合わせて無料低額宿泊所といい、うち附属施設部分をサテライト型住居という。

3 主な改正内容

(1) サテライト型住居の設置基準に係る規定の新設

サテライト型住居の定員、利用期間、設置範囲及び設置可能数に係る規定を新設する。

(2) サテライト型住居の設備基準に係る規定の新設

サテライト型住居の設備に係る基準について、サテライト型住居ごとに現行の基準を適用する。

4 施行期日

令和4年4月1日

5 今後のスケジュール

令和3年12月28日～ パブリックコメント手続の実施

令和4年 2月 令和4年第1回定例会に条例改正案を提出

4月 1日 改正条例施行

※ 無料低額宿泊所とは

無料低額宿泊所は、社会福祉法が第二種社会福祉事業として定める「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」を行う施設であり、入居者は、居室利用等のサービスの提供に関する契約を締結し、事業者は、それに対する利用料を入居者から受領する。